

役員等の報酬並びに費用弁償に関する規程

社会福祉法人三愛福祉会

役員等の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、社会福祉法人三愛福社会（以下「当法人」という。）の定款第8条および第21条の規定に基づき、理事・監事・評議員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の支給)

第2条 役員等への報酬は、定款または評議員会において特に定めた場合を除き、支給しないものとする。

(費用弁償の種類)

第3条 費用弁償の種類は、交通費、宿泊料および参加費とする。

(費用弁償額の計算及び支給額)

第4条 役員等が公務のため出張をする場合の費用弁償額の計算および支給額は、職員の「旅費規程」に基づくものとする。ただし、理事会・評議員会・監事監査に出席するための費用弁償額については、別表1によるものとする。

2 実費が費用弁償額を超える特別な事情がある場合には、「旅費規程」に基づき、その実費相当額を別途支給することができる。

(評議員選任・解任委員の報酬等)

第5条 評議員選任・解任委員への報酬は支給しないものとする。

2 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表2により費用弁償額を支払うことができる。但し、評議員選任・解任委員のうち職員としての立場を有する者に対しては、費用弁償はしない。

3 実費が費用弁償額を超える特別な事情がある場合には、「旅費規程」に基づき、その実費相当額を別途支給することができる。

(外部委員および第三者委員の報酬等)

第6条 外部委員および第三者委員への報酬は支給しないものとする。

2 外部委員および第三者委員が苦情解決・入所検討委員会・運営推進会議等に出席したときは、別表2により費用弁償額を支払うことができる。

3 外部委員および第三者委員については理事長が任命した者をいう。

- 4 交通費の実費が費用弁償額を超える特別な事情がある場合には、「旅費規程」に基づき、その実費相当額を別途支給することができる。

(公表)

第7条 本規程は、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表するものとし、その内容は当法人のホームページ等により公開する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補足)

第9条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることができる。

附則

- 1 この規程は、令和7年6月1日より施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、「役員の勤務及び報酬に関する規程」および「役員旅費規程」は廃止する。

別表1

名称	対象	報酬	費用弁償額
理事会	理事・監事	0円	5,000円
評議員会	評議員・理事・監事	0円	5,000円
監事監査指導	監事	0円	5,000円

別表2

名称	対象	報酬	費用弁償額
評議員選任・解任委員会	委員・監事	0円	5,000円
苦情解決委員会	第三者委員	0円	5,000円
入所検討委員会	第三者委員	0円	5,000円
運営推進会議	委員	0円	5,000円
その他委員会・会議	外部委員	0円	5,000円

※公務員については支給対象外